

## 久留米市環境基本計画策定の基本的な考え方について

### 1 環境問題をめぐる情勢と課題

- ・国際社会では、SDGs（持続可能な開発目標）や地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしての「パリ協定」が採択されたほか、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの問題、生物多様性の損失など、新たに顕在化した地球規模での環境問題の解決に向けた取り組みが重要となっており、それらの情勢に対応した基本方針や取り組みが必要です。
- ・国内では「第五次環境基本計画」の中で「地域循環共生圏」が提唱され、各地域がその特性を生かし、環境・経済・社会の統合的向上等にに取り組むことが求められています。
- ・現在の環境基本計画に基づき各分野で環境政策に取り組んできましたが、ごみ減量など一定の成果はあるものの、温室効果ガスのさらなる削減など、引き続き取り組むべき多くの課題があります。

### 2 計画の位置づけ及び構造

- ・環境部門の総合計画として、環境問題をめぐる情勢や課題などを踏まえ、めざす環境像、施策の方向（現計画では基本施策）などを定め、本市の環境政策を推進するための基盤となる計画とします。具体的施策については、行動計画及び部門別計画に記載します。
- ・久留米市地球温暖化対策実行計画・久留米市生物多様性地域戦略・久留米市一般廃棄物処理基本計画は、施策の方向に応じた部門別計画とします。

### 3 計画策定の方針

- ・SDGs（持続可能な開発目標）や地域循環共生圏の考え方などを活用し、国際社会の潮流や新たな環境問題等の解決に向けた取り組みを盛り込んだ計画とします。
- ・めざすまちの姿や施策の方向等をすべての主体（市民・事業者・行政）で共有し実践していくため、『協働』を基本理念に、わかりやすい計画を策定します。

### 4 計画の構想

#### （1）めざす環境像

『自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米』

#### 「自然と人間との共生」

豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられるとともに、清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らすことができる

#### 「持続的な発展」

資源やエネルギーを効率的に利用し、循環させることにより、環境・経済・社会のバランスがとれた健全な環境が保全され、将来へ引き継がれる

#### （2）めざす環境像の実現に向けたまちの姿

市民や事業者などすべての主体が、環境への意識が高く、自ら実践し連帯して行動するまち（環境先進都市）

まちの姿指標	日常で環境に配慮した取り組みをしている市民の割合
--------	--------------------------

(3) 施策の方向と成果指標

めざす環境像を実現するため、以下の4つの施策の方向とすべての施策の基本的視点を設定します。

<施策の方向>

施策の方向	低炭素社会の推進
	循環型社会の推進
	自然共生社会の推進
	快適な生活環境の保全

すべての施策の基本的視点：『協働による持続可能な地域社会づくり』

<成果指標>

施策の取組状況を把握するため、以下の成果指標を定めます。

成果指標	久留米市の温室効果ガス排出量の削減（※）
	市民一人一日あたりのごみ排出量
	生物多様性の認知度
	周辺環境の満足度

(※) 把握年度が遅れるため、別に補助指標を設定します

(4) 重点テーマの設定

- ・優先的に取り組む重点テーマを設定します。

(5) SDGs のゴールを明示

- ・国際社会全体の普遍的な目標である SDGs と本計画の取り組みとの関係を明確にするため、施策の方向ごとに関連するゴールを明示します。

5 行動計画

- ・4つの施策の方向及び基本的視点の着実な推進と進捗管理を図るため、行動計画を定めます。
- ・行動計画には、各主体に求められる環境配慮行動指針と市の具体的な事業を記載します。

6 スケジュール

	R1				R2											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本的考え方・骨子の整理	→															
素案作成			←→													
庁内調整		←→			←→				←→			←→				
市民団体との意見交換				←→												
建設常任委員会										←→				←→		
環境審議会	①			②				③			④				⑤	
パブリックコメント											←→					

(年度内)

- ・2月18日 推進本部調整部会（次長級）
- ・2月20日～3月2日 推進本部【電子会議】（部長級）

基本理念

私たちは、九州一の大河筑後川や耳納山地等の広大で豊かな自然から、おいしい「水」や、きれいな「空気」、実り多い「農地」など多くの恵みを受けています。

これからも、本市の豊かな自然と暮らしやすい生活環境の中で、私たち一人ひとりにとって、幸せを実感できる豊かな暮らしが実現されるとともに、健全な環境が地球規模にわたり保全され、将来へ引き継がれる「持続可能な社会」を実現していくことは、世界的規模での喫緊の課題となっています。

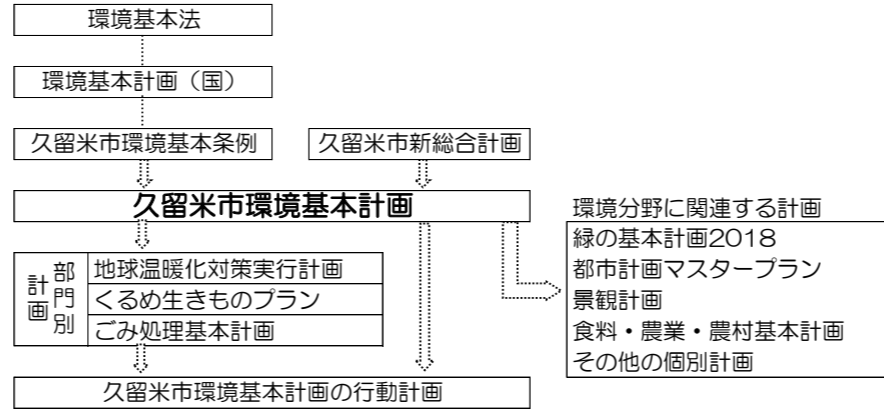
特に、今日の環境問題は、環境・経済・社会の課題が相互に密接に関連し、また複雑化しており、これらの複数の課題を統合的に解決していくことが重要です。

そのため、「SDGs」や「地域循環共生圏」の考え方を活用し、施策の着実な実施のため、市民・事業者との協働で取り組んでいくための指針としていきます。

計画の位置づけ

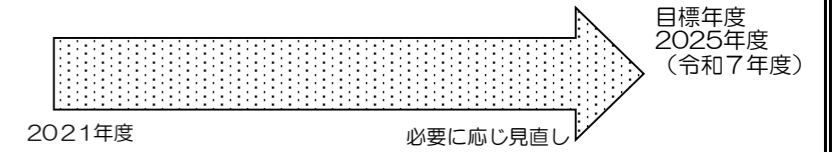
久留米市新総合計画の環境版マスタープランとして、久留米市環境基本条例第8条に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する目標、施策の大綱を策定します。環境配慮指針については、行動計画に明記します。

また、環境に影響を及ぼす各種計画及び施策を立案・実施するにあたっては、本計画との整合を図るものとしします。



計画の期間

久留米市新総合計画との整合を図るため、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間とします。なお、社会経済の動向や環境の課題に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。



めざす環境像

自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米

「自然と人間との共生」

豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられるとともに、清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らすことができる

「持続的な発展」

資源やエネルギーを効率的に利用し、循環させることにより、環境・経済・社会のバランスがとれた健全な環境が保全され、将来へ引き継がれる

まちの姿

市民や事業者などすべての主体が、環境への意識が高く、自ら実践し連帯して行動するまち（環境先進都市）

まちの姿指標

日常で環境に配慮した取り組みをしている市民の割合

施策の方向

- 1. 低炭素社会の推進**  
環境への負荷を低減するため、省エネの徹底や再エネの利用等の促進に取り組みます。
- 2. 循環型社会の推進**  
循環型のライフスタイルを進めるため、廃棄物の発生抑制・再利用と再資源化に取り組みます。
- 3. 自然共生社会の推進**  
人と自然が共生し豊かな自然の恵みを楽しむために、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。
- 4. 快適な生活環境の保全**  
市民が健康に暮らせる環境、魅力ある景観を守り、快適な生活環境の保全に取り組みます。

成果指標

1. 久留米市の温室効果ガス排出量の削減
2. 市民一人一日あたりのごみ排出量
3. 生物多様性の認知度
4. 周辺環境の満足度

【すべての施策の基本的視点】  
協働による持続的な地域社会づくり

市民・事業者・市が協働して環境配慮行動の促進に取り組みます。

重点テーマ

優先的に取り組む重点テーマを設定します。

SDGsの達成に寄与



●環境省が示す、少なくとも環境に関連する12のゴール

2・3・4・6・7・8・9・11・12・13・14・15

●本市の施策に関連すると想定される14のゴール

1・2・3・4・6・7・8・9・11・12・13・14・15・17

■ 施策の整理方針

現計画の施策体系

基本目標	基本施策	個別施策	
1 低炭素社会の構築	1 低炭素でクリーンなエネルギーの利用等の促進	1 再生可能エネルギーの普及・利用促進	
		2 エネルギー利用効率化の促進	
		3 省エネ行動の促進	
	2 環境負荷が小さい移動手段への転換促進	1 自転車の利用促進	
		2 公共交通機関の利用促進	
		3 エコカーの普及促進	
		4 交通渋滞緩和等による環境負荷低減	
	3 環境・エネルギー関連産業の振興	1 環境・エネルギー関連産業の活性化	
		2 環境・エネルギー関連企業の集積	
2 循環型社会の構築	1 2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の促進	1 ごみが発生しない市民生活の促進	
		2 分別の徹底とリサイクルの促進	
	2 ごみの適正処理とごみ処理施設の整備	1 ごみの適正処理と不法投棄対策	
		2 環境負荷が小さいごみ処理施設の整備	
	3 水資源保全のための適正利用の促進	1 水資源のかん養	
		2 水の循環的利用の推進	
3 豊かな自然環境の保全と共生	1 生物多様性の保全	1 生物の生息環境の整備	
		2 希少生物の生態系の保全	
		3 有害鳥獣対策	
		4 特定外来生物対策	
		5 環境保全型農業の促進	
	2 自然環境の公益的機能の保全	1 森林の保全	
		2 里地里山の保全	
		3 農地の保全	
		4 河川・ため池の保全	
		5 自然景観の保全	
	3 自然・緑とふれあえるまちづくり	1 自然とのふれあいの促進	
		2 自然環境保全活動の促進	
		3 水辺環境の整備	
		4 市街地緑化の推進	
	4 快適な生活環境の保全	1 安全・安心な暮らし	1 大気環境の保全
			2 水環境の保全
			3 土壌環境の保全
			4 身近な生活環境の保全
5 有害化学物質対策			
2 調和がとれた美しい景観のまちづくり		1 環境美化活動の促進	
		2 市街地緑化の促進	
		3 公共空間の緑化推進	
		4 調和がとれた都市景観の創出	
3 歴史文化を感じるまち		1 歴史的文化遺産の保全・活用	
		2 歴史的町並みの保全	
5 市民環境意識の向上と協働の推進		1 環境学習及び環境教育の推進	1 地域や学校等における環境学習・教育の推進
			2 環境学習・教育の機会や場の提供とリーダーの育成
		2 市民・事業者等の自主的な活動の促進	1 市民・事業者等の環境配慮活動の促進
			1 環境情報の収集・提供と啓発
	3 環境情報の収集・提供と啓発	1 環境情報の収集・提供と啓発	

新計画の施策体系案

施策の方向	
1 低炭素社会の推進	1 再生可能エネルギーの利用及び蓄エネの促進
	2 環境負荷が小さい都市への転換促進
	3 省エネの促進
2 循環型社会の推進	1 2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の促進
	2 ごみの適正処理の推進
	3 安定的なごみ処理施設の運営・整備
3 自然共生社会の推進	1 生物多様性の保全
	2 自然環境の持続可能な利用
4 快適な生活環境の保全	1 安全な生活環境の保全
	2 みどり豊かで美しい都市環境の形成
<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>【基本的視点】 協働による持続的な地域社会づくり</b> </div>	
	1 環境学習及び環境教育の推進
	2 環境啓発の推進
	3 協働による地域活力の向上

基本施策
1 再生可能エネルギーの普及・利用促進
2 環境・エネルギー関連産業の活性化
1 自転車・公共交通機関の利用促進
2 エコカーの普及促進
3 交通渋滞緩和等による環境負荷低減
4 ネットワーク型のコンパクトな都市づくり
1 エネルギー利用効率化の促進
2 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進
1 ごみが発生しない市民生活の促進
2 分別の徹底とリサイクルの促進
1 ごみの適正処理と不法投棄対策
1 環境負荷が小さいごみ処理施設の整備
1 生物の生息環境の整備保全
2 有害鳥獣対策
3 自然とのふれあいの促進
4 森林・里地里山の保全
5 農地・河川・ため池の保全
1 生物多様性に配慮した暮らしや事業活動の促進
2 環境保全型農業の促進
3 自然景観の保全
1 環境（大気・水・土壌）の保全
2 身近な生活環境（騒音・振動・悪臭等）の保全
3 有害化学物質対策
1 環境美化活動の促進
2 調和がとれた都市景観の創出
3 市街地緑化の推進
1 地域や学校等における環境学習・教育の推進
2 環境学習・教育の機会や場の提供とリーダーの育成
1 市民・事業者等の環境配慮活動の促進
2 環境情報の収集・提供と啓発
1 地域資源を活用した産業の推進
2 協働による取り組みの推進

【方針】  
「基本施策」は、計画本編には記載しない。行動計画及び部門別計画に記載する。

## 環境問題を取り巻く国内外の情勢

### ●SDGs（持続可能な開発目標）

- ・2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で示されたSDGsは、国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、17のゴールと169のターゲットが示されている。環境分野については、「7 クリーンエネルギー」「13 気候変動への対応」「14 海洋資源の保全」「15 陸域生態系の保全」などのゴールが示されている。
- ・日本においても国家戦略である「SDGs 実施指針」を策定し、環境・経済・社会の課題や、分野を横断する課題についても、国内問題として取り組みを強化することとしている。
- ・久留米市の新総合計画では、SDGs の理念を取り入れた施策の展開を図ることとしており、久留米市環境基本計画においてもSDGs の理念を活用した計画策定が必要である。

### ●地域循環共生圏

- ・国の第五次環境基本計画では、世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数的な課題の統合的解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏」が提唱された。これは、各地域が自然環境など地域の資源を活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。
- 「地域循環共生圏」の創造による地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するもので、その取り組みが地方公共団体に求められている。

### ●地球温暖化

- ・地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、すべての国が温室効果ガス削減目標を新たに設定し取り組むこととしている。
- ・国は、地球温暖化対策計画を策定し、2030年度に26%削減（2013年度比）を目標に掲げ、取り組むこととしている。また、温暖化の影響による気候変動への適応策として、気候変動適応法の制定、気候変動適応計画を策定している。
- ・本市では、新たな地球温暖化対策実行計画を策定し、国と連動した目標の達成に向けて、市民・事業者との協働を基本に、地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策について、取り組みを進めている。

### ●生物多様性

- ・国は、生物多様性基本法に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、生物多様性国家戦略（2012-2020）を策定している。
- 計画では、①生物多様性の社会への浸透、②地域における人と自然の関係の再構築、③森・里・川・海のつながりの確保、④地球規模の視野を持った行動、⑤科学的基盤を強化し政策に結び付ける の5つの基本戦略を基に、地方自治体、事業者、市民、民間団体、学術団体・研究者など様々な主体的な取り組みと主体間の連携・協働の重要性が示されている。
- ・本市においても、久留米市生物多様性地域戦略（くるめ生きものプラン）を策定し、①生きものの生息環境が守られたまちづくり、②自然と暮らしがつながる仕組みづくり、③自然を守り、暮らしにつなげる人の育成を基本目標に、取り組みを推進している。
- ・2020年10月に開かれる「生物多様性条約第15回締結国会議」に向けて、国は「ポスト2020目標」（2020年以降の新たな世界目標）の検討をスタートさせている。今後、パリ協定等を参考にした実施メカニズムの構築が論点になる。

### ●海洋プラスチックごみ問題

- ・近年、海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念され、新たに顕在化した世界共通の課題となっており、SDGsのターゲットの一つとして「2025年度までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としている。

・国は、プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定し、ワンウェイプラスチックの使用削減や、廃棄物の回収・適正処理、ポイ捨て・不法投棄等の海洋流出の防止などの取り組みを進めている。

・2019年のG20（20か国・地域首脳会合）において、新たな海洋プラスチック汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有した。

### ●食品ロス削減

・世界では飢餓による問題が深刻化する中、大量に発生している食品ロスが大きな課題となっており、SDGsのターゲットの一つとして「2030年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」としている。

・国は、食品ロス削減の推進に関する法律を制定し、多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減を推進していくことを宣言している。法律では、①消費者等への教育・学習、知識の普及・啓発、②食品関連事業者等への取組への支援、③食品ロス削減に貢献したものの表彰、④実態調査及び効果的な削減方法の調査・研究、⑤先進的取り組みの情報収集・提供、⑥フードバンク活動の支援等を基本施策と規定し、総合的に推進することとしている。地方公共団体の責務としては、国や他の地方公共団体と連携し、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を規定している。

### ●大気汚染

・国内の大気汚染の状況は、全体としては改善傾向にあるが、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準の達成率向上が課題となっている。これらの物質は大陸から飛来することが原因の一つとしても挙げられており、日中韓三カ国環境大臣会合（R1.11.23開催）の枠組みで大気汚染に関する政策対話を実施するなどの取組みがなされている。

・石綿（アスベスト）については、さらなる飛散防止の徹底に向け、環境大臣の諮問を受けた中央環境審議会において検討され、令和2年1月に答申がなされた。答申の概要として、①特定建築材料以外の石綿含有建材の除去に関して作業基準を策定②事前調査の方法を定め、一定の知見を有する者が調査を実施③特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの確認の義務付け等が謳われており、今期通常国会へ大気汚染防止法改正案の提出に向けた対応が進められている。

平成27年（2015年）	3月 9月 12月	市 世界 世界	久留米市環境基本計画 一部見直し 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 「パリ協定」採択
平成28年（2016年）	5月 12月	国 国	地球温暖化対策計画 策定 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針 策定
平成29年（2017年）	4月	市	久留米市生物多様性地域戦略（くるめ生きものプラン） 策定
平成30年（2018年）	4月 6月 11月	国 国 国	第五次環境基本計画 策定 気候変動適応法 制定 気候変動適応計画 策定
令和元年（2019年）	3月 5月 5月 5月 6月	市 国 国 国 世界	久留米市地球温暖化対策実行計画 策定 プラスチック資源循環戦略 策定 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定 食品ロスの削減の推進に関する法律 制定 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」 発表